

「減らそう犯罪の日」一斉パトロールの実施について

1 目 的

埼玉県防犯のまちづくり推進条例で定める「減らそう犯罪の日」（10月11日）に、県内全域で県民、事業者参加による一斉パトロールを展開することにより、県民の防犯意識の高揚及び犯罪の減少を図る。

（参考）

（減らそう犯罪の日）

第六条 県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、減らそう犯罪の日を設ける。

2 減らそう犯罪の日は、十月十一日とする。

3 県は、減らそう犯罪の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

2 実施依頼日

令和7年10月11日（土）「減らそう犯罪の日」

3 実施内容

県 民：わがまち防犯隊による自主防犯パトロール

事業者：事業活動を通じた自主防犯パトロール

